平成２３年（フ）第５７４号
埼玉県上尾市柏座１丁目９番18号　リモージュ102
債務者　岡澤　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
埼玉県所沢市中新井３丁目３番８号、前住所埼玉県所沢市北原町1346番地の１　セザール所沢航空公園403
債務者　佐藤　弘実
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２８号
埼玉県所沢市中新井３丁目３番８号、前住所埼玉県所沢市北原町1346番地の１　セザール所沢航空公園403
債務者　佐藤　修子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４８号
埼玉県所沢市星の宮２丁目６番４―203号　セザール第２西所沢
債務者　松元　優子（旧姓駒形）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６７号
埼玉県川越市大字鯨井新田23番地２　白金荘Ｆ棟６号室
債務者　中越　広行
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６８号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目９番11号　上宿ハイツ205
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７２号
埼玉県富士見市渡戸３丁目７番22号
債務者　安原　智子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８６号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井319番地４　森の里団地１―107号
債務者　青木　勝之
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８７号
埼玉県所沢市小手指町５丁目12番地の21
債務者　田渕　徹男
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９９号
埼玉県川越市大字的場2563番地５　セラード川越霞ケ関411号室
債務者　笹川　美貴（旧姓福吉）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１２号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目14番地16
債務者　青木　義治
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８０号
埼玉県東松山市松葉町２丁目２番９号　ウィンベルデュエット第２―302
債務者　望月　保伸
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５６号
千葉県銚子市長塚町４丁目4097番地の11
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
千葉県山武市蓮沼ハの552番地10
債務者　斉藤　啓太
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
静岡県伊東市富戸1313番地
債務者　高村　千夏
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
静岡県三島市富田町14番17号　フォーブル千恵Ⅱ―101
債務者　中庭　直助
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
静岡県駿東郡清水町伏見662番地　グランドゥール202号
債務者　平　　政昭
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係